

リスク分担型企業年金の会計処理

年金数理人 かつしま はじめ
勝島 一
おおぐち さとこ
大口 聡子

平成27年6月30日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015』に基づき、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことができる企業年金制度としてリスク分担型企業年金が平成28年度中に導入される予定である。これを受けて、平成28年6月2日に企業会計基準委員会（ASBJ）より実務対応報告等の公開草案が公表された。

本稿では、本公開草案によるリスク分担型企業年金の会計処理等について解説し、リスク分担型企業年金の特徴について他の制度と比較しながら考察する。

なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見である。

本公開草案の内容

本公開草案は、これまで公表されている会計基準等における取扱いを踏まえて、リスク分担型企業年

金に必要と考えられる会計処理等を明らかにすることを目的としており、以下の3つの改正案等で構成されている。適用時期はいずれも「公表日以後」とされている。

- 実務対応報告公開草案第47号
「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（以下、「実務対応報告案」）
 - 企業会計基準公開草案第58号（企業会計基準第26号の改正案）
「退職給付に関する会計基準（案）」
 - 企業会計基準適用指針公開草案第56号（企業会計基準適用指針第1号の改正案）
「退職給付制度間の移行等に関する会計処理（案）」
- このうち実務対応報告案に、会計処理及び開示に関する事項が以下のように示されている。なお、特に断りがない限り、項番は実務対応報告案のものである。

会計処理	(1) 会計上の退職給付制度の分類
	(2) 分類の再判定
	(3) 確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の会計処理
	(4) 退職給付制度間の移行に関する取扱い
開示	(5) 確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の注記事項

(1) 会計上の退職給付制度の分類

企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下、「会計基準」）では、退職給付制度を確

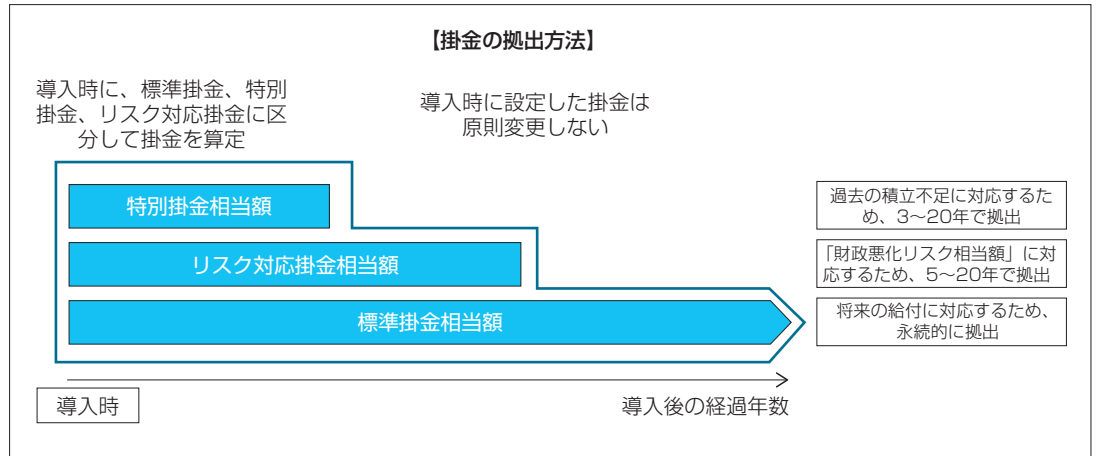
定拠出制度と確定給付制度に分類しているが、それぞれの定義は以下のとおりである。

確定拠出制度	確定給付制度
「確定拠出制度」とは、一定の掛金を外部に積み立て、事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない退職給付制度をいう（会計基準第4項）。	「確定給付制度」とは、確定拠出制度以外の退職給付制度をいう（会計基準第5項）。

リスク分担型企業年金は、確定給付企業年金法に基づいて実施される制度のうち、従来の算定方法による給付額に、積立水準に応じて定まる調整率を乗

じて給付額を算定する企業年金制度のことをいう。掛金は、標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金（「財政悪化リスク相当額」）に対応する

掛金)相当額を合算した額が規約に定められる。リスク分担型企業年金を導入する際に規約に定めた掛金は、新たな労使合意に基づく規約の改訂がない限り、見直されない。



実務対応報告案では、リスク分担型企業年金を以下のように分類している。

確定拠出制度	確定給付制度
<p>リスク分担型企業年金のうち、企業の拠出義務が、給付に充当する各期の掛金として、制度導入時の規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の外に拠出義務を実質的に負っていないものは、確定拠出制度に分類する（第3項一部抜粋）。</p>	<p>左記以外のリスク分担型企業年金は、確定給付制度に分類する（第4項より筆者要約）。</p>

会計基準では、確定拠出制度を「一定の掛金を外部に積み立て」、「事業主である企業が、当該掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負わない」退職給付制度と定義していることから、リスク分担型企業年金の分類を検討する場合、これらを満たすかどうか判断基準となる。これについて、結論の背景では以下の検討結果が示されている。

- ① 事業主である企業が一定の掛金以外に退職給付に係る追加的な拠出義務を負うか否か（第17項）
 リスク分担型企業年金は、財政状態に応じて自動的に給付が増減して財政の均衡が常に図られることによって、企業に追加の掛金拠出が要求されないことが想定されるため、基本的に、企業は追加的な拠出義務を負っていないと考えられる。
- ② 一定の掛金を外部に積み立てているか否か（第18項）
 リスク分担型企業年金は、リスク対応掛金相当額の拠出方法があらかじめ定められ、また、各期のリスク対応掛金相当額が当該制度の導入時にあらかじめ規約に定められるため、一定の掛金を外部に積み立てているものと考えられる。

これらのことから、リスク分担型企業年金のうち、

企業の拠出義務が、制度の導入時の規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の外に拠出義務を実質的に負っていないものは、確定拠出制度に分類する（第19項）こととされた。

(2) 分類の再判定

リスク分担型企業年金は、導入時に定めた掛金は原則変更しないが、新たな労使合意がなされた場合は規約の改訂（掛金の変更）を妨げるものではない。導入時には確定拠出制度に分類されたとしても、規約が改訂された場合には、確定拠出制度に該当しなくなる可能性がある。例えば、制度導入後、財政状況の悪化に伴って給付が減額調整される可能性が高まった状況で、労使合意に基づき掛金を増額変更したならば、第3項に記載されている「他に拠出義務を実質的に負っていない」に該当しないと見なされることがありうると考えられる。

第5項により、リスク分担型企業年金は新たな労使合意に基づく規約の改訂の都度、会計上の退職給付制度の分類を再判定する（すなわち「他に拠出義務を実質的に負っていない」か否か等を検討する）こととされている。

(3) 確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の会計処理

会計基準では、確定拠出制度と確定給付制度の会

計処理はそれぞれ以下のように定められている。

確定拠出制度	確定給付制度
当該制度に基づく要拠出額をもって費用処理する（会計基準第31項一部抜粋）。	<p>〈貸借対照表〉 退職給付債務から年金資産の額を控除した額を負債（資産）として計上する（会計基準第13項一部抜粋）。</p> <p>〈損益計算書〉 次の項目の当期に係る額は、退職給付費用として、当期純利益を構成する項目に含めて計上する（会計基準第14項一部抜粋）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務費用 ・ 利息費用 ・ 期待運用収益 ・ 数理計算上の差異に係る当期の費用処理額 ・ 過去勤務費用に係る当期の費用処理額

確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金は、規約に基づきあらかじめ定められた各期の掛金の金額（移行時に未払金等を計上した特別掛金相当額を除く）を、各期において費用として処理する（第7項）ものとされた。リスク対応掛金相当額についても、規約にあらかじめ定めた各期の掛金の金額を、各期における費用として処理することとしているが、これに関して実務対応報告案では、2つの論点を示し、このような結論となった背景を説明している。

① 各期の費用処理額（第23項）

確定拠出制度に分類される場合、要拠出額を費用処理することとなるが、リスク分担型企業年金における各期のリスク対応掛金相当額は、一定の幅の範囲内で掛金を拠出する方法が認められているため、費用配分の観点から各期の費用処理額が論点となる。これについては、リスク対応掛金相当額は拠出の総額が決まっているものの、各期における労働サービスの提供との対応関係は必ずしも明らかではなく、また、労働サービスの価値は信頼性をもって測定することが不可能なため、一般に支払額をもって報酬費用とみなされている。これらの点を踏まえ、確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の会計処理は上記の取扱いとされた。

② 制度導入時におけるリスク対応掛金相当額の総額の負債計上（第24項）

リスク対応掛金相当額は、制度の導入時に総額が算定され拠出の義務を負っているため、当該制度の導入時に、総額を負債として全額計上すべきかが論点となる。これについては、以下の理由により、リスク対応掛金相当額の総額を負債として計上する必要はないこととされた。

- 特別掛金相当額のように過去に発生した積立不足に対応するものは、負債の計上が必要と考えられるが、リスク対応掛金相当額は、将来発生し得るリスクに備えて設定されるものであり性格が異なる。
- 総額の債務性に着目して、リスク対応掛金相当額の総額を負債として計上し、見合いの資産を計上して一時に費用処理をしないとしても、リスク分担型企業年金が確定拠出制度に分類される場合、当該負債及び資産より得られる情報は、必ずしも有用ではない。
- 基金の解散又は規約の終了時には、リスク対応掛金相当額の未拠出分の拠出は要求されない。

(4) 確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金への移行時の取扱い

確定給付制度から確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金へ移行する場合、退職給付制度の終了に該当し、以下の会計処理を行う（第8項～第10項）こととされている。

- ① リスク分担型企業年金への移行時点で、移行した部分に係る退職給付債務とリスク分担型企業年金へ移行した資産の額との差額を損益として認識する。
- ② 移行した部分に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を、移行時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定し、損益として認識する。
- ③ 移行時点で、リスク分担型企業年金の規約に特別掛金相当額を定めた場合、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上する。
- ④ 上記①から③で認識される損益は、原則として特別損益に純額で表示する。

特別掛金相当額はリスク対応掛金相当額の処理と異なり、移行時点でそれが定められている場合は、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上することとしている。これに関して結論の背景では、特別掛金相当額は過去に発生した積立不足に対応するものであり、移行前の確定給付制度に関する事業主からの支払又は現金拠出額の確定額に該当し、退職給付制度の終了に伴って当該特別掛金相当額の総額を負債として計上することが適切であると考えられるため（第27項）とされている。

〔設例〕

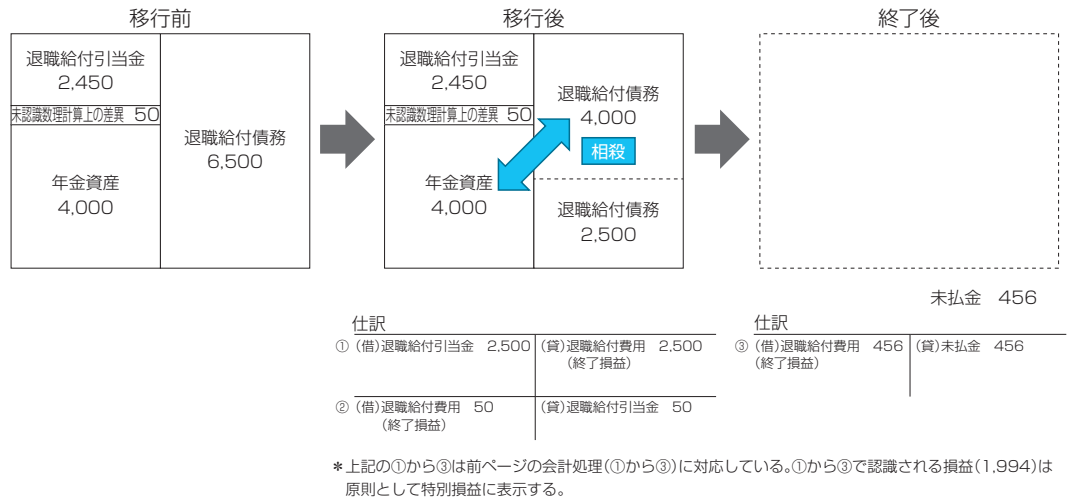
確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への

移行（移行時点で、リスク分担型企業年金の規約に特別掛金相当額を定めた場合）

〈前提〉

- A社は、×1年4月1日に確定給付企業年金から確定拠出年金に分類されるリスク分担型企業年金へ移行
- 移行前の確定給付企業年金の年金資産4,000全額をリスク分担型企業年金に移換
- 移行の時点で規約に定める特別掛金相当額の総額は456
- 税効果会計については考慮していない

〈個別財務諸表における会計処理〉



(5) 確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の注記事項

確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金について、以下の事項を注記する（第11項、第12項）こととされた。

- ① 企業の採用するリスク分担型企業年金の概要
以下が例示されている。
(i) 標準掛金相当額に加え、リスク対応掛金相当額があらかじめ規約に定められること
(ii) 毎事業年度におけるリスク分担型企業年金の財政状態に応じて給付額が増減し、年金に関する財政の均衡が図られること
- ② リスク分担型企業年金に係る退職給付費用の額
- ③ 翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数

(6) 本公開草案のまとめ

リスク分担型企業年金の会計処理の要点は以下のとおりである。

- リスク分担型企業年金のうち、企業が追加的な拠出義務を実質的に負っていないものは、確定拠出制度に分類する

▶ただし、導入後に新たな労使合意に基づき規約の改訂（掛金の変更）が行われた場合は、その都度会計上の退職給付制度の分類を再判定する

- 確定給付企業年金から確定拠出年金に分類されるリスク分担型企業年金への移行は、「退職給付制度の終了」に該当する

▶ただし、移行時に特別掛金相当額を定めている場合はその総額を未払金等として計上する

リスク分担型企業年金の特徴

下表は、事業主の「負担」という視点及び加入者・受給権者が受ける「給付」の視点から、確定給付企業年金、リスク分担型企業年金及び確定拠出年金を比較したものである。

		確定給付 企業年金	リスク分担型 企業年金	確定拠出 年金
「負担」 の視点	掛金の拠出	標準掛金及び特別掛金 (財政再計算時に見直し)	標準掛金、特別掛金及び リスク対応掛金 (制度導入時に決定)	掛金 (制度導入時に決定)
	運用収益が想定を下 回る場合の追加拠出	あり	なし	なし
	会計上の分類	確定給付制度	実質的に掛金の追加拠出 義務を負っていない場合 は確定拠出制度	確定拠出制度
	加入者への 投資教育	不要	不要	要
「給付」 の視点	給付額の調整	積立不足・剰余による 調整はない (給付額の算定方法があら かじめ定められている)	財政悪化リスク相当額を 超えて積立不足・剰余が 発生した場合に調整	運用実績が 直接給付額に反映
	給付設計の 自由度	高い	高い	低い (掛金と運用収益の累計)
	60歳前の給付	可	可	原則、不可
	掛金拠出 限度額	なし	なし	あり

事業主の視点から確定給付企業年金を見ると、運用収益が想定を下回る場合に追加拠出が求められること、会計上の分類が確定給付制度であり債務認識が必要であることが、事業主にとって負担に感じられる部分であろう。

確定拠出年金は、給付額が掛金と運用収益の累計で決まる制度であり、一般に現行の確定給付企業年金や退職金制度の給付算定式をそのまま確定拠出年金へ移行することはできず、給付設計の自由度は低い。また掛金の拠出限度額があることや、60歳前で退職した場合に原則、退職時に給付が受け取れないことも給付設計面の制約となっている。事業主にとっては負担が少ない制度ではあるが、運用実績が直接給付額に反映されることについて従業員に理解を得るには困難を伴う場合がある。このことが給付設計の自由度が低いことと相まって導入する際の課題となっているものと思われる。

リスク分担型企業年金は、将来の積立不足の一部をあらかじめリスク対応掛金として拠出することになるが、追加の掛金拠出からは免れることができ、会計上、確定拠出制度に分類され（追加的な拠出義務を実質的に負っていない場合）、債務認識が不要となることから、現行の確定給付企業年金に比べ事業主の負担は少ない制度である。また確定給付企業

年金を確定拠出年金に移行する際に、受給権者は移行対象にできないが、リスク分担型企業年金へは全受給者に対する事前の十分な説明等の手続きを経た場合には移行対象とできることも特徴の一つである。更に、リスク分担型企業年金の給付算定式は（調整率は考慮するものの）確定給付企業年金と同程度に自由度が高い。このようにリスク分担型企業年金は、確定給付企業年金と確定拠出年金の負担や課題を軽減する制度と考えられよう。

ただし、リスク分担型企業年金の導入に際しては、リスク対応掛金を負担するため確定拠出年金を導入する場合と比べて掛金拠出額は当然ながら大きくなる傾向にある。また、財政状況の悪化により給付が減額調整される状況において、加入者等からの不満に対応しようとして労使合意に基づき掛金を（増額）変更した場合には、会計上、分類の再判定により確定給付制度に分類される可能性があるため、労使間の協議を十分に行うことはやはり重要である。加えて、加入者・受給権者の運営及び意思決定への参画や、情報提供等の適切なガバナンス体制の構築など、制度を持続的に運営していくための仕組みづくりが求められることになる。

以上